

JETRO

特許庁委託事業

韓国商標情報提供マニュアル

ジェトロソウル事務所

2014年7月

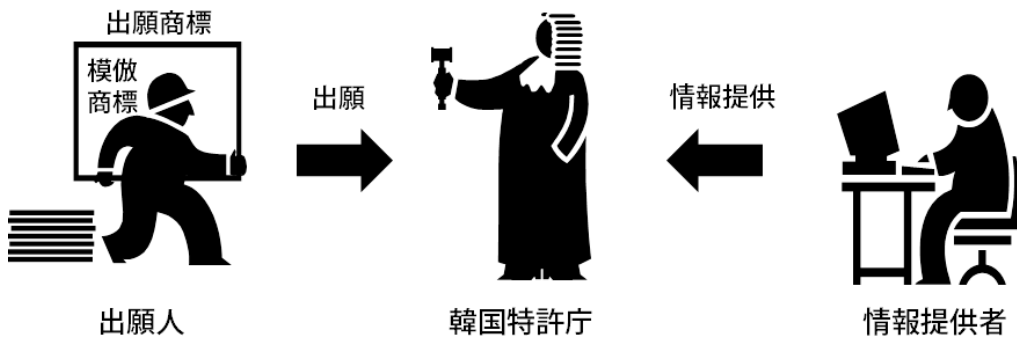
目次

1. 概要	1
2. 情報提供の効果	3
(1) 相手方の商標登録を阻止	3
○商標出願から登録までの流れ○	4
(2) 費用的な側面	5
(3) 制度上の留意点	5
3. 情報提供制度を利用するための要件	6
(1) 利用可能な者	6
(2) 情報提供が可能な時期	6
4. 情報提供の具体的な手続き	7
(1) 情報提出書	7
(2) 情報提供に対する処理結果通知	8
5. 主な情報提供の例	9
(1) 韓国特許庁に先登録/出願商標がある場合（第7条第1項7号、第8条）	9
(2) 韓国特許庁に先登録/出願商標がない場合（使用による周知商標）	9
(3) 出願人が代理人や代表者（出願から1年前以内を含む）の場合	10
○事例の紹介○	11
6. 情報提供に対する実務上の態度	12
(1) 韓国特許庁の審査における取扱い	12
(2) 審査官が採用しやすい情報提供の例	12
7. 商標管理指針	13
(1) 韓国での商標登録	13
(2) 効率的な使用商標の管理	13
(3) 第三者の模倣商標出願の監視	13
*（参考）情報提供の理由	14
(1) 商標登録の資格（第3条、第5条の24）	14
(2) 識別力の有無（第6条第1項各号）	14
(3) 不登録事由に対する該当可否（第7条第1項各号、第7条第5項）	16
(4) その他の理由	18

1. 概要

Q: 情報提供制度とは何ですか？

A: 出願された（他人の）商標登録を阻止する為に、特許庁に情報を提供する制度をいいます。



例えば、本人や他人の商標を模倣した商標（いわゆる冒認商標）が出願された場合、その情報を証拠とともに特許庁に提供すれば、その登録を効果的に防止することができます。

Q: どのような情報を提供すれば良いのですか？

A: その商標出願が、登録されてはならない理由を「**情報提供書**」にまとめ「**証拠**」と共に韓国特許庁に提出します。

- ◆ 登録されてはならない理由 ⇨ (参考) 情報提供の理由 (14ページ)
- ◆ 「情報提供書」 ⇨ 4. 情報提供の具体的な手続き (7ページ)
- ◆ 「証拠」 ⇨ 5. 主な情報提供の例 (9ページ) などをご覧ください。

Q: いつでも提供できるのですか？

A: その商標が「出願中」であればいつでも提供することが可能です。一般的には審査着手前に行うのが望ましいでしょう。特に、商標が出願公告・登録されてしまった後は、異議申立又は審判によることとなりますので、可能な限り早期に行いましょう。

なお、韓国特許庁では、出願からおおよそ6～8ヶ月で審査着手がなされています。

- ◆ 情報提供可能な時期 ⇨ 3. 情報提供を利用するための要件
(2) 情報提供が可能な時期 (6ページ)

Q:誰でも提供できるのですか？

A:どなたでも情報提供することが可能です。ただし、韓国語で手続をする必要があるため、一般的には、代理人に依頼することとなります。また、韓国に住所又は営業所がない場合は、代理人によらなければなりません。

- ◆ 情報提供可能な者 ⇨ 3. 情報提供を利用するための要件
(1)利用可能な者(6ページ)

Q:情報提供に必要な費用はどのくらいですか？

A:情報提供に当たっては、韓国特許庁への手数料はかかりません。ただし、手続を代理人に依頼した場合、弁理士費用などが発生します。

- ◆ 費用 ⇨ 2. 情報提供の効果 (2) 費用的な側面 (5ページ)

2. 情報提供の効果

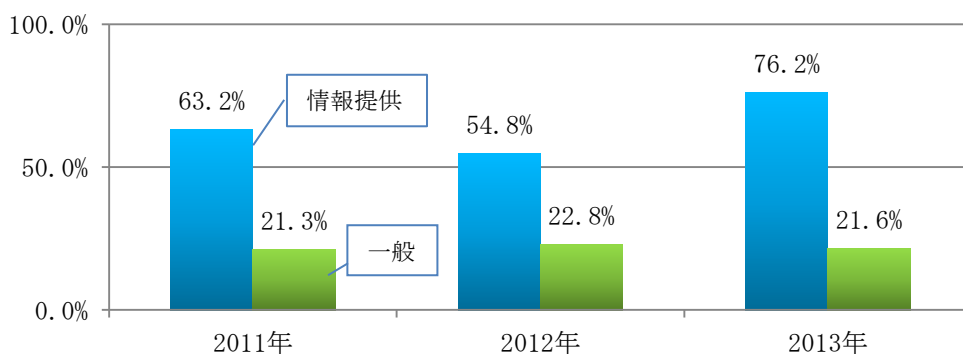
Q:情報提供の具体的なメリットについて教えてください。

A:模倣商標を防止するのに、非常に効果的です。また、費用面・労力面でも、異議申立や審判など他の手段より負担が低く抑えられます。

(1)相手方の商標登録を阻止

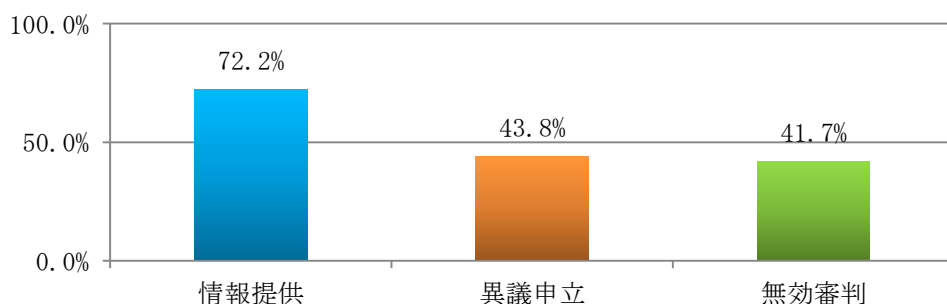
韓国特許庁によりますと、過去3年（2011年～2013年）の統計から、情報提供を行った場合、模倣商標の出願登録において拒絶される割合が情報提供を行わなかった場合に比べ非常に高まると発表しています。¹

[表 1] 過去3年の商標出願の拒絶率



また、異議申立や無効審判といった他の手段よりも拒絶又は無効化される割合が高いという結果も発表されています。²

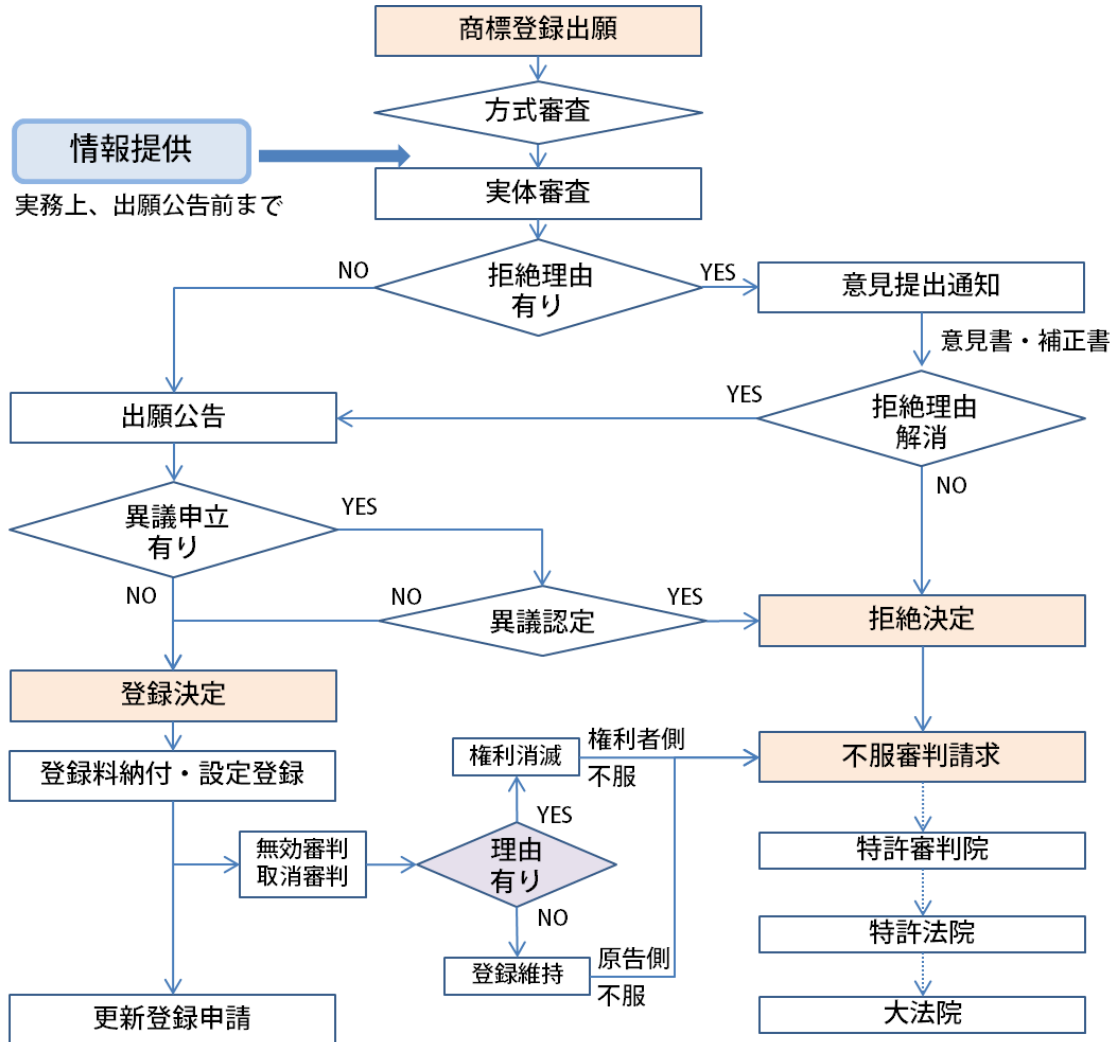
[表 2] 商標出願が拒絶又は無効化される割合の比較



¹ 2014年5月7日付け韓国特許庁報道資料「我が商標を死守せよ～情報提供制度の商標紛争予防に効果高く～」より。

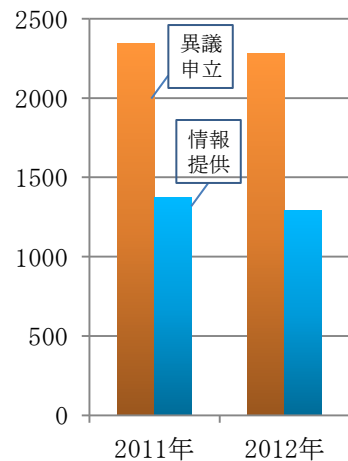
² 2011年4月4日付け韓国特許庁報道資料「情報提供、模倣商標を防止する近道」より。過去6年間(2005年～2010年)で衣類、靴などファッション分野の商標出願に対する情報提供処理の現況を分析。情報提供された1,472件の商標出願中72.2%である1,063件が模倣商標に該当し商標登録が拒絶されたと発表。

○商標出願から登録までの流れ○



*出願公告がなされた後は、情報提供ではなく、異議申立、無効審判、取消審判によることとなります。詳しくは、ジェトロソウル事務所が作成している「模倣対策マニュアル」をご参照ください。ホームページ：<http://www.jetro-ipr.or.kr/>（「模倣品への対策」-「模倣対策マニュアル」をご参照）

また、右のグラフは過去2年間の異議申立と情報提供の件数を示していますが、異議申立は、約2,300件前後、情報提供は、約1,300件前後の利用が見られます。



(2) 費用的な側面

情報提供は、特許庁への手数料（庁手数料）は必要ありません。ただし、一般的には、代理人により行うため、別途代理人手数料が発生します。一方、異議申立は、庁手数料が異議申立対象商標の商品（サービス業）類あたり約45ドル（50,000ウォン）が必要となります。

また、情報提供や異議申立の手続きを進めるための代理人手数料については、その理由や案件の難易度、代理人事務所ごとで相違はありますが、おおよそ下記の表のとおりです。

なお、無効審判、取消審判を行う場合は、一般的には、さらに高額な費用負担が発生するとともに、審判廷への出廷が必要な場合があります。

[表 3] 情報提供と異議申立の比較

	情報提供	異議申立
提出時期	出願係属中	出願公告後2ヶ月以内
提出資格	誰でも	誰でも
理由	第23条第1項各号拒絶理由	第23条第1項各号拒絶理由
審査主体	担当審査官	審査：異議決定担当審査官、 異議決定：3名の審査官合議体
決定	情報提供の活用有無のみ 通知	却下決定 異議申立に理由がないとの決定 異議申立に理由があるとの決定
出願人の 対応	情報提出の有無に対する通 知はなされない	出願人に異議申立書を送達 答弁書の提出機会付与
庁手数料	なし	類当たり約45ドル(50,000ウォン)
代理人 手数料	800～3,500ドル	2,000ドル～4,500ドル

このように、情報提供制度をうまく活用すると、模倣出願などの登録を効果的に阻止可能なだけでなく、費用、負担面でも他の手段に比べリーズナブルとなります。

(3) 制度上の留意点

異議申立は、3名の審査官で審査が進められ、異議申立人により提出された書類および証拠資料は出願人に送達され、出願人に対して指定期間内に答弁書を提出できる機会が与えられます。

一方、情報提供の場合、担当審査官によって情報提供資料を審査に活用するかどうかが決めます。また、その情報を活用したか否か、その結果は情報提供者に通知されますが、出願人には情報提供がなされた事実は通知されません。

3. 情報提供制度を利用するための要件

(1) 利用可能な者

誰でも情報提供ができます。ただし、韓国語で手続をする必要があるため、一般的には、代理人に依頼することとなります。また、韓国に住所又は営業所がない場合は、代理人によらなければなりません。代理人によって事件を進める場合、委任状を共に提出しなければなりません。

なお、ジェトロソウル事務所知財チームのホームページにおいて、日本語での対応が可能な代理人の一覧を掲載しておりますので、ご利用ください。

ホームページ：<http://www.jetro-ipr.or.kr/>
(「日本語対応が可能な韓国特許事務所」をご参照)

(2) 情報提供が可能な時期

情報提出は、商標登録出願が「出願中」である場合なら提出が可能であるため商標登録出願に対する拒絶決定不服審判が継続中である場合にも情報提供が可能です。³

ただし、情報提供が商標出願の審査に反映されなければなりませんので、審査官による審査着手前に行うことが望ましいでしょう。

審査着手時期は、審査案件の数および優先審査申請の有無により多少差がありますが、おおよそ出願日から6～8ヶ月後に始まります。また、個別案件によっては、該当案件の担当審査官に審査着手の有無を確認することができますので、併せてご参考ください⁴。

なお、審査が行われ、商標登録を行う旨の出願公告がなされた後は、情報提供ではなく、異議申立又は審判によることとなりますので、注意が必要です。

³ 出願商標に対して異議申立が提起され異議申立に理由があるとの決定(異議決定)が下された場合、異議決定と共に出願商標に対する拒絶決定が下されます。異議決定に対する不服は認められませんので出願人は拒絶決定に対する不服審判を進めることになり、こうした拒絶決定不服審判の継続中に既存の異議申立人、又は第三者は情報提供制度を活用して出願商標の登録阻止を図ることができます。

⁴ 韓国の場合、審査着手時期伺い制度のようなものではありません。しかし、特許庁の電算システム(特許路)を介して出願商標の審査処理の進み具合(例：方式審査中、実態審査待機中)を確認することができ、担当審査官が決まった後なら、担当審査官に問い合わせることで審査の順番を確認することができます。

4. 情報提供の具体的な手続き

(1) 情報提出書

情報提供のためには、以下の事項を記載した「情報提出書」を特許庁長に提出します。ただし、これらは、すべて韓国語での手続となります。

- ① 提出人の姓名および住所⁵
- ② 事件との関係（例：第三者）
- ③ 代理人がいる場合、代理人の名称および住所や営業所の所在地（代理人の特許法人である場合、その名称および事務所の所在地）⁶
- ④ 情報提出対象商標の出願番号
- ⑤ 商品（サービス業）類
- ⑥ 提出する資料名（証拠資料として添付するので「証拠資料参照」と記載）
- ⑦ 提出理由⁷

情報提出書

【提出区分】 (特許・実用新案登録・デザイン登録・商標登録) 出願に対する情報

【提出人】

【姓名（名称）】

【出願人コード】

【事件との関係】

【代理人】

【姓名（名称）】

【代理人コード】

（【包括委任登録番号】）

【事件の表示】

【出願番号（特許（登録）番号、審判番号、国際登録番号）】

【発明（考案）の名称（デザインの対象となる物品、商品（サービス業）類）】

【提出する資料名】

【提出理由】

上記の如く、特許庁長（特許審判院長、審判長）に提出致します。

提出人（代理人）

（姓名又は捺印）

⁵ 韓国特許庁では出願人の名称および住所をデータベース化し、出願人コードを付与しますので、名称および住所を記入する代わりに出願人コードを記入するのが実務的な慣行となっています。

⁶ 代理人がいる場合、代理人の名称および住所や営業所の所在地（代理人の特許法人である場合、その名称および事務所の所在地）：代理人がいる場合、委任状を提出しなければなりません。韓国特許庁は個別事件に対する委任事項が記載された個別委任状と包括委任状のいずれも認めています。実務上、委任状の原本を提出するようにしていますが、包括委任状の場合、必ず委任状の原本を韓国代理人に提供しなければなりません。一方、個別委任状の場合は、署名、又は捺印された個別委任状をカラーコピーして提出することも認められています。書類提出時に委任状が提出されていない場合、追って提出することも可能ですが追加の庁手数料および代理人手数料が発生しますのでご注意ください。

韓国商標法では韓国内に住所および営業所がない者の場合、韓国内に滞留する場合を除いては商標管理人を代理人として商標に関する手続きを踏まなければなりません。

⁷ 提出理由の様式は別紙に添付します。提出理由は通常別紙に作成して添付し【提出理由】には、情報提供の趣旨とその理由を詳細に記載し根拠を裏付けできる資料を共に添付します。

(2) 情報提供に対する処理結果通知

商標審査基準および商標デザイン審査事務取扱規定によれば、情報提出が審査に活用された場合には、審査官はこれを審査に関する参考資料として活用し、その活用結果を該当商標登録の可否決定と共に情報提供者に通知しなければなりません。実務上では、審査官から「情報提供に対する処理結果通知書」が情報提供者に通知されます。

なお、審査官による1次審査の前に情報提供を行った場合には、出願公告決定（拒絶理由なし）、又は意見提出通知（拒絶理由あり）と共に通知されます。

また、1次審査後に情報提供を行った場合には、最終審査が終結する時点で通知されています。

情報提供に対する処理結果通知書の例

発送番号：9-5-2014-0*****	受信	SEOUL特別市中区西小門路117(西小門洞 大韓航空Bldg. 3階)(特許法人NAM&NAM) 特許法人NAM&NAM (南相善)
発送日時：2014. **. **		
		100-813
YOUR INVENTION PARTNER 特 許 庁		
情報提供に対する処理結果通知書		
情報提供者	姓名	
	住所	
代理人	姓名	特許法人NAM&NAM
	住所	SEOUL特別市中区西小門路117(西小門洞大韓航空Bldg. 3階)(特許法人NAM&NAM)
	指定された弁理士	南相善
出願番号	41-2013-00*****	
商品（サービス業）類	第35類を含む2個類	
商標法第22条第3項の規定により情報が提供された出願の最終又は第1次審査結果と提供された情報の活用有無について下記のごとく通報致します。		
参考：商標見本イメージ		
(*本通知書の商標見本イメージは出願書に添付された商標見本と多少相違し得ますのでその旨ご参考下さい)		
貴下にて情報提供された出願サービスマークに対する審査結果、貴下からご提供を受けました情報を活用して上記の出願サービスマークに商標法第7条第7号で意見提出通知しました旨をお知らせ致します。		
特許庁	2014. **. **	
	商標デザイン審査局	
	サービス標章審査課	審査官 *・***
		パート長 *・***
		(決済)
<<案内>>		
*本通知書の内容で質疑事項がございましたら特許庁☎042-481-****(担当審査官*・****)、書信又は手続きについては特許顧客相談センター☎1544-8080までお問い合わせ下さい。 * (郵)302-701 大田広域市西区庁舎路189、4棟 (屯山洞、政府大田庁舎)		

5. 主な情報提供の例

ここでは、実務上、情報提供の事由として主に活用されている商標法の条項とその活用について説明致します。その他、情報提供が可能な事由の詳細については、巻末の参考資料をご参照ください。

(1) 韓国特許庁に先登録/出願商標がある場合⁸（第7条第1項7号、第8条）

韓国特許庁に自社の商標を先に出願又は登録している場合、これを根拠として情報提供を進めれば、活用される可能性は高いでしょう。この場合、相手方の商標が①自社の先登録/出願商標と同一又は類似であること、及び②自社の商標における指定商品と同一又は類似の商品に出願していることを主張することになります。

(2) 韓国特許庁に先登録/出願商標がない場合⁹（使用による周知商標）

韓国特許庁に先登録、又は先出願商標がない場合でも、相手方の商標登録を阻止することが可能です。以下の場合には、情報提供することができます。

- (a) 日本など外国において自社の商標を登録している場合、それが当該国において自社の商標として広く知られており、かつ、相手方の商標出願に不正な目的（例えば、創造的な商標を模倣した場合や、自社に交渉や金銭を要求するような場合など）がある場合（第7条第1項第12号）。
- (b) また、自社の商品を標示するものとして商標が韓国内で顕著に認識されている場合には、相手方の商標が、
 - ① 自社の商標と同一又は類似している
 - ② 自社の商品と同一又は類似の商品を指定商品としている場合（第7条第1項第9号）
- (c) さらに、韓国内で自社の商品が顕著に認識されており、相手方の商標により商品の出所に誤解を生じさせる場合（第7条第1項第10号）

これらの理由により情報提供を行う場合は、いずれにせよ、自社の商標が日本などの外国で広く知られている（a）の場合や、韓国内で顕著に認識されている（b）、（c）の場合を証明する証拠の提供が審査に反映される重要なポイントです。

商標審査基準によれば、これらは、「その商標の使用期間、使用方法又は形態、使用量、取引範囲など諸般事情を考慮して需要者に一般的に認識されると客観的に認められるかどうか」を基準としています。

⁸ *（参考）情報提供の理由(3)の⑦と(4)の⑧を参照

⁹ *（参考）情報提供の理由(3)の⑨～⑫を参照

ただし、これらは、一律的に定めることができず、その商品や取引の実態に合わせてケースバイケースとなり、大法院（日本の最高裁判所に相当）の判例¹⁰によれば、「その商標の使用、供給、営業活動の期間、方法、態様および取引範囲などを考慮して、取引の実情又は社会通念上広く知られていたかどうかを一応の基準としなければならない」と判示しています。

商標使用資料¹¹として認定される資料は、一般的には下記のとおりですが、可能であれば、官公庁が作成した資料の方が証拠としては重視されるでしょう。

また、日本の防護標章制度による登録を受けている場合は、当該商標が日本において顕著であることを証明する強力な証拠となります。

- ① 新聞、雑誌、TVおよびインターネット広告資料および広告費支出内訳
- ② 商標が使われた商品の売上高、市場シェア
- ③ 商標管理現況(商標登録および出願保有現況)
- ④ 商標が使われた商品の取り引き書類(インボイス、取引明細書、送り状等)
- ⑤ 博覧会など出品内訳
- ⑥ 受賞実績
- ⑦ 新聞および雑誌記事
- ⑧ 客観的な消費者認知度の調査資料
- ⑨ 周知著名性を立証できる資料(周知著名な商標リストなど)
- ⑩ その他、商標が使われたと認知できる資料¹²

(3) 出願人が代理人や代表者(出願から1年前以内を含む)の場合¹³

この場合、条約当事国(日本含む)に登録された商標がなければなりません。

情報提供の対象となる商標は、条約当事国に登録された商標と同一か類似の商標であって、

情報提供の対象となる商標の出願人は、条約当事国での登録商標の権利を有する者の代理人あるいは代表者¹⁴、又は商標登録出願日から1年前以内に代理人や代表者であった者で、

権利者の同意を受けていないなど正当な理由なく当該商標の指定商品と同一、あるいはこれに類似する商品を指定商品として商標登録出願を行った場合でなければなりません¹⁵。

¹⁰ 大法院1994. 1. 25言渡、93HU268判決；1989. 6. 27言渡88HU219判決を参照

¹¹ 特許庁に提出される証拠資料は電子イメージで作成し提出することが可能で、必要に応じ、又は特許庁の要求により原本書類の提出も可能です。海外で使われた資料の場合、用いられた商標と商品が明確に見い出せず該当国家の言語でのみ構成されている場合、韓国語に翻訳して提出しなければならない場合もあります。

¹² 商標使用資料は用いられた商標および具体的な使用時期が確認されなければなりません。

¹³ * (参考) 情報提供の理由(4)の⑥を参照

¹⁴ 代理店、特約店、委託販売業者、総代理店など広く海外にある輸入先の商標所有権者の商品を輸入して販売、広告を出す者をいい、正式契約によって代理人や代表者になった者だけでなく営業に関連して一定の合意(口頭契約含む)があった場合まで含まれると見なされます。

¹⁵ 代理人や代表者の関係であることを立証できる資料(契約書の写しなど)の提供が必要です。もし、「代理人や代表者」と出願人の名義が異なる場合であっても両者の関係、営業形態、代理店など契約の締結経緯および以後の経過、商品出願経緯、標章および指定商品の関連性など諸般の事情を考慮し名義を別々にしたことが同規定の適用を不当に回避するための便宜的、形式的なことに過ぎないと認められる場合には「代理人や代表者」が出願したものと見なされます。

○事例の紹介○

[事件の概要]

- 商標出願番号：40-2012-36829
- 出願日：2013年6月5日
- 指定商品：第32類(清涼飲料など)
- 情報提出日：2013年7月29日
- 情報提供に対する処理結果通知書：
2013年12月13日「情報提供を活用して商標法第7条第1項第12号に該当するとの意見提出通知」
- 商標現況：2014年4月11日拒絶決定



[情報提出理由]-商標法第7条第1項第12号-

1. 情報提出人の引用商標：
2. 情報提出人は、各種フルーツフレーバー飲料水といった清涼飲料とスナック類を販売、供給する多国籍飲食品会社
3. 情報提出人は、韓国内に商標出願および登録商標を保有していなかった
4. 周知著名度の立証
 - ◆ 引用商標は情報提出人の商号であり
 - ◆ 代表商標で1950年メキシコに発売して以来、1989年米国市場に紹介されその後、スペイン、オーストラリア、カナダ、中国、英国、チェコ、オランダ、プエルトリコなどに輸出され毎年1千余億ウォンを越える売り上げ(売上高提示)
 - ◆ 計算上、引用商標製品が1分ごとに6000本が米国内に輸入された形
 - ◆ (ウィキペディア辞典より)
 - ◆ アメリカ、シンガポール、OHIM、中国などの商標登録証の写し
 - ◆ 広告および広報物
 - ◆ イベントおよび広報関連レポート
 - ◆ 輸出送り状(インボイス)の写し
 - ◆ 使用事実を立証できる関連インターネットサイト紹介
5. 主な主張内容
引用商標は出願日前から国外で情報提出人の商品出処表示として良く知られた商標であり、本願商標は図形のように創作性のある部分が引用商標と完全に同一で引用商標の模倣商標に該当し、本願商標指定商品は引用商標が用いている商品と同一であるか類似し、不当な利益を得ようとしたり不正な目的を持って出願した商標に該当し拒絶されなければならない。



6. 情報提供に対する実務上の態度

(1) 韓国特許庁の審査における取扱い

提出された情報提供は、担当審査官が参考資料として活用するようになっていますが、この資料を必ず審査に反映させなければならないという制度ではありません。しかし、実務上は、提出した情報提供の内容について、審査官がしっかり吟味し、審査を行います。そのため、提出した資料が十分に客観的であり、相手方の商標登録を拒絶する十分な理由がある場合は、きちんと活用されることが期待されます。

また、その活用結果に対しては、必ず情報提供者に通知(情報提出処理結果通知書)するよう規定されています。

(2) 審査官が採用しやすい情報提供の例

審査官にとっては、周知性が立証しやすく客観的で具体的な資料であるほど採用しやすいといえます。下記に例を挙げます。

- ◆ 周知著名商標への掲載可能な国家の場合は、掲載事実を証明できる資料¹⁶
- ◆ 新聞記事や会計報告書などから認められる売上高



¹⁶ 例えば、日本国の場合、特許電子図書館の「日本国周知・著名商標検索」 (http://www1.ipdl.inpit.go.jp/chomei/search_j.cgi?login&1404719666898) における検索結果。

7. 商標管理指針

(1) 韓国での商標登録

このように、自社の模倣商標などに対しては、情報提供制度を活用することが可能ですが、情報提供の結果、相手方の商標登録を必ず阻止できるとは限りません。特に、韓国内に商標登録を行っていない場合、そのハードルは高くなります。そこで、韓国に進出する場合には、必ず韓国での商標権を確保するようにしましょう。

韓国における商標登録は、出願から平均10～12ヶ月程度で可能であり（異議申立がなかった場合）、費用は、事案に応じてケースバイケースですが、代理人費用などもあわせ、概ね100～150万ウォン程度となります。

(2) 効率的な使用商標の管理

自社商標の商品や広告での使用状況、認知度など、商標使用に関する資料を時期と出処に分けて蓄積しておきましょう。これにより、模倣商標の発生を阻止するための証拠としてだけでなく、仮に商標権侵害訴訟などの紛争が発生した場合にも有力な証拠となり、効率的な対応が可能となります。こうした資料の時期や出処が明確で資料の数が多いほど証拠資料として認められやすくなります。

(3) 第三者の模倣商標出願の監視

情報提供制度を活用するためには、そもそも、自社の模倣商標などが出願されていることを認知する必要があります。また、その認知が遅れた場合、もはや情報提供を行うことができない可能性もあります。そこで、第三者が自社の模倣出願を行っているか否かなどについて、監視を行う必要があります。

韓国特許庁では、KIPRISという商標出願などのデータをすべて無料で提供するサービスを行っております（日本特許庁のIPDLに相当します。）。このKIPRISでは、英語での検索も可能ですので、これを用い、ご自分で定期的な下調べを行うことが有効でしょう。ただし、詳細な調査は、専門家以外では困難であるため、必要な場合は、韓国の特許法人や調査会社などに調査・監視を依頼したほうが良いでしょう。

なお、KIPRISの使い方は、ジェトロソウル事務所知財チームのホームページにおいて、簡単なマニュアルを提供していますので、ご利用ください。

ホームページ：<http://www.jetro-ipr.or.kr/>

（「韓国特許情報の検索マニュアル」 - 「KIPRIS簡易マニュアル」 ご参照）

* (参考) 情報提供の理由

(1) 商標登録の資格(第3条、第5条の24)

韓国内で商標を使用する者(法人・個人・共同事業者)、又は使用しようとする者は、商標登録を受けることができます。すなわち、実際に使用の意思がない者による出願は、商標登録を受けることができません。

(2) 識別力の有無(第6条第1項各号)

商標の最も重要な機能は、自他商品の識別機能であるため、ある商標が商標として登録されるためには、まず識別力を有しなければなりません。

商標法上の識別力とは、取り引きする者や一般需要者に、商標を表示した商品が誰の商品であるかを知ることが出来るよう認識させることをいいます。

商標法第6条第1項各号では自他商品の識別力がなく商標登録が認容されない商標について以下のように制限しています。^{17,18}

① 商品の普通名称

商標が、その商品の一般的な略称、俗称、その他の当該商品を取り扱う業界でその商品を指し示すものとして用いられる名称を示す商標。
(例：被服－ジーンズ、スナック製品－Corn Chip、菓子－胡桃菓子、自動車－Car)

② 慣用商標

当該商品を取り扱う同業者間でその商品の名称などで一般的に使用した結果、識別力を喪失した標章。
(例：コニャック－ナポレオン、菓子類－カン¹⁹、清酒－正宗、織物－Tex)

③ 性質表示

商標の外観、称号、観念を総合的に考慮し、指定商品の需要者取り引き者が商品の性質(産地、品質、原材料など)を直感でき商品の出处表示と認識することができなかつたり、特定人が独占した場合、当業界の競争を制限するおそれのある商標。

しかし、特殊に用いられる方法で表示した標章や他の識別力のある部分と結合して全体的に自他商品の識別力が認められる場合には除かれます。
性質表示に該当する場合を以下に示します。

¹⁷ 商標法第6条第1項3号ないし6号の理由に該当しても出願前に商標を用いた結果、その商標が需要者間に誰の業務に関連した商品を表示するものなのか「顕著に」認識されている商標は登録を受けることができ(商標法第6条第2項)、使用による識別力認定可否の判断時点は商標登録の有無の決定時です。2014年改正法(2014年6月11日施行)によれば同条項のうち「顕著に」が削除され同条項に該当するための出願前の使用による識別力立証要件が緩和されました。

¹⁸ 商標法第6条第1項第3号(産地に限る)、又は第4号の規定に該当する標章でもその標章が特定商品に対する地理的表示である場合には地理的表示団体標章登録を受けることができます。(商標法第6条第3項)

¹⁹ 韓国語のカタカナ表記。ここでは煎餅やチップなどの意味。

- (i) **産地表示**：該当地域の気候、土壌など地理的条件などに関連して当該指定商品の特性を直感できる地域を表示する。
(例：りんご－大邱、メガネ－VIENNA、いしもち－靈光)
- (ii) **品質表示**：当該指定商品の品質の状態、優秀度を直接的に表示する。
(例：上、中、下、STANDARD、Super)
- (iii) **原材料表示**：当該指定商品の原材料に使われる商品の名称を表示する。
(例：洋服－Wool、ネクタイ－Silk)
- (iv) **効能表示**：当該指定商品の効果や性能などを直接的に表示する。
(例：アイライナー、マスカラー－Decoration Eyes、コピー機－Quick Copy)
- (v) **用途表示**：当該指定商品の用途を直接的に表示する。
(例：サッカーシューズ－KICKERS、コーラ－DIET COLA)
- (vi) **数量表示**：当該指定商品との関係で取引業界で使われていたり使われることができるその商品の個数、大きさ、規格、重量などを表示したり、その数量の単位、記号などを表示する。
(例：100メートル、ビデオテープ－L－830)
- (vii) **形状表示**：当該指定商品、又は包装(容器含む)の外形、形(模様含む)および規格などに関する技術的、又は説明する表示(立体商標である場合にはそれに関する図面、又は写真)(例：カプセル、SLIM、衣類－POP MODE)
- (viii) **生産方法・加工方法・使用方法表示**：当該指定商品の生産・加工・使用方法を表示する。
(例：農産物－自然農法、靴－手製、チキン専門店－メキシカン)
- (ix) **時期表示**：当該指定商品の販売、又は使用の季節、時期、時間などを直接的に表示する。(例：タイヤ－全天候、衣類－春・夏・秋・冬)

④ **顕著な地理的名称、その略語又は地図のみからなる商標**

商標需要者に顕著に認識された地理的な名称・その略語²⁰。

(例：南大門、OXFORD、ヴェネツィアVENEZIA)

⑤ **ありふれた姓又は名称**

現実的に多数存在したり観念上多数が存在すると認識されている自然人の姓、又は法人、団体、商号であることを表示する名称。

(例：イ氏、キム氏、社長、上司、組合、総長など)

⑥ **簡単でありふれた標章**

商標の構成が、簡単でありふれた標章。

- ◆ 文字の場合：1文字のハングル、又は漢字で構成された標章や2文字以内のその他の海外の文字から構成
- ◆ 数字の場合：二桁以下で表示されたもの
- ◆ 図形の場合：よく用いられる円形、三角形、四角形、菱形型など
(例;123、ONE、TWO、β など)

²⁰ 国家名、韓国内の特別市、広域市又は市の名称、特別市・広域市・道の市・郡・区の名称、著名な外国の首都名、大都市名、州又はこれに相当する行政区域の名称、そして顕著に知られた国内外の古跡地、観光地、繁華街などの名称などとこれらの略称をいう。

⑦ その他、識別力のない標章

一般に使われるスローガン、標語、挨拶の言葉、その他の公益上特定人に独占させることが適さないと認められるケースに該当する場合。

(例：Believe it or not, I can do, wwwなど)

(3) 不登録事由に対する該当可否(第7条第1項各号²¹、第7条第5項²²)

商標が自他商品の識別力を有していたとしても独占排他的な性質の商標権を付与する場合、公益上、又は他人の利益を侵害する場合には当該商標の登録が認容されず商標法第7条ではこれを制限して規定しています。

- ① 大韓民国の国旗・国章等、パリ協約同盟国、世界貿易機構会員国、若しくは商標法条約締約国の国旗・勲章・褒章等、又は国際赤十字、国際オリンピック委員会、若しくは著名な国際機関の名称・標章等と同一、又は類似の商標(例：無窮花の図形、IMFなど)
- ② 国家・人種・民族・公共団体・宗教又は著名な故人との関係を虚偽で表示したりこれらを誹謗、又は侮辱するおそれのある商標
(例：ヤンキー、Negroなど)
- ③ 国家・公共団体、又はこれらの機関と非営利公益法人の標章として著名なものと同一、又は類似の商標(例：YMCA、ボーイスカウトなど)
- ④ 善良な風俗に反したり公共の秩序を害するおそれのある商標(例：猥褻な図形や文字、詐欺師、スリなどの文字)
- ⑤ 政府又は外国政府が開催したり、政府又は外国政府の承認を得て開催する博覧会の賞牌・賞状、又は褒章と同一、又は類似の標章がある商標
- ⑥ 著名な他人の姓名・名称、又は商号・肖像などを含む商標²³(例：韓電(韓国電力)、住公(住宅公社)など)
- ⑦ 先の出願による他人の登録商標と同一、又は類似の商品を指定した同一又は類似の商標
- ⑦-2 先出願による他人の地理的表示登録団体標章と同一または類似の商標でその指定商品と同一又は同一と認識されている商品に使用する商標
- ⑧ 商標権が消滅した日から1年を経過しない他人の商標と同一、又は類似の商標
- ⑧-2 地理的表示団体標章権が消滅した日から1年を経過しない他人の地理的表示団体標章と同一、又は類似の商標
- ⑨ 周知商標²⁴と同一、又は類似の商標
- ⑨-2 周知の地理的表示と同一類似の商標
- ⑩ 需要者間に顕著に認識されている他人の商品や営業と混同を起こすおそれ

²¹ 上記①～⑩(第7条第1項第1号から第18号、なお1号は要約)

²² 下記⑨(第7条第5項)

²³ 広く知られた芸能人や芸能人グループの名称、スポーツ選手の名前やこれらの肖像・著名・印章・雅号・略称を含めた商標は原則的にこの規定には該当しないとみなします。

²⁴ ここで規定する周知商標、すなわち「顕著に認識されている商標」とは、需要者間で誰の商品を表示する商標か広く認識されている商標をいいます。

のある商標²⁵

- ⑪ 商品の品質を誤認するようになりたり需要者を欺瞞するおそれのある商標
- ⑫ 国内外に特定人の商標だと認識されている商標と同一、又は類似の商標であって不当な利益を得ようとするなど不正な目的を持って使用する商標²⁶
- ⑫-2 国内外に特定地域の地理的表示と認識されているものと同一、又は類似の商標であって不当な利益を得ようとするなど不正な目的を持って使用する商標
- ⑬ 商品、又はその商品の包装の機能を確保するのに不可欠な立体的形状、色彩、又は色彩の組合せのみからなる商標
- ⑭ 世界貿易機構(WTO)会員国内のワインおよび蒸留酒の産地に関する地理的表示として構成されているか同表示を含む商標であってワイン・蒸留酒、又はこれと類似の商品に使用とする商標、ただし、地理的表示の正当な使用者が地理的表示団体標章登録出願をした場合は例外
- ⑮ 植物新品種保護法により登録された品種名称と同一であるか類似の商標
- ⑯ 農水産物品質管理法により登録された他人の地理的表示と同一であるか類似の商標
- ⑰ 大韓民国が外国と両者間、又は多者間で締結し発効された自由貿易協定により保護する他人の地理的表示と同一であるか類似の商標、又はその地理的表示で構成されたりその地理的表示を含む商標であって該当地理的表示を使う商品と同一であったり同一と認識されている商品に使われる商標(例：韓国で生産されたワインに韓国産と表示し「ボジョレ」と表記した場合)
- ⑱ 同業・雇用などの契約関係や、業務上の取引関係、又はその他の関係を通じて、他人が使用するか、使用を準備中の商標であることを知りながら、その商標と同一・類似する商標を同一・類似する商品に登録出願した商標
- ⑲ 商標登録取消審判が請求され、その請求日以後に存続期間の満了による商標権の消滅、商標権の全て、又は一部の放棄、商標登録取消審決の確定のいずれかに該当するときに、商標権者又はその商標を使用した者が放棄した日、消滅した日、又はその審決確定日から3年が経過していなければ消滅した登録商標と同一、又は類似の商標をその指定商品と同一、又は類似の商品に出願した場合



²⁵ 2014年改正法(2014年6月11日に施行)により「著名な他人の商標の識別力や名声を損傷させるおそれのある商標」もこれに該当することになり、**非類似**の商品を指定して他人の著名商標と同一・類似の商標を出願した場合には、この規定に該当する場合があります。

²⁶ これに該当するために引用商標が必ず周知著名でなければならないというわけではありませんが、少なくとも国内外の一般的な取り引きにおいて需要者や取り引きする者にその商標といえど特定人のものだと知られている程度をいいます。ただし「需要者」は複数国の需要者である必要はありません。

(4) その他の理由

- ① 同一人による同一商標に対する同一商品出願
- ② 商標の定義規定²⁷に合致しない場合(第2条第1項第1号から第3号まで、第4号および第5号にともなう標章の定義に合致しない場合/地理的表示団体標章、又は地理的表示証明標章の場合には、その地理的表示と標章が同条同項第3号の2・第3号の4および第4号の2にともなう地理的表示と標章の定義に合致しない場合)
- ③ 地理的表示団体標章、団体標章、証明標章および業務標章の使用および登録要件に該当しない場合
- ④ 商標登録出願の譲渡に対する制限規定
- ⑤ 条約の規定に違反した場合
- ⑥ 条約当事国に登録された商標、又はこれと類似の商標であつてその商標に関する権利を有する者の代理人や代表者、又は商標登録出願前1年以内に代理人や代表者であつた者が商標に関する権利を有する者の同意を受けていないなど正当な理由なくその商標の指定商品と同一であつたりこれに類似の商品を指定商品で商標登録出願をした場合。ただし、その権利者から商標登録の異議申立があつたり情報提供があつた場合に限る
- ⑦ 商標使用の意思がない場合
- ⑧ 他人が先出願商標と同一、又は類似の指定商品を指定した同一、又は類似の商標

²⁷ 第2条(定義) ①本法で使用する用語の意味は、次の通りである。

1. 「商標」とは、商品を生産・加工又は販売することを業として営為する者が自己の業務に関連した商品を他人の商品と識別されるようにするために使用する次の各目のいずれか1つに該当するもの(以下、「標章」という)をいう。

イ. 記号・文字・図形、立体的形状又はこれらを結合するかこれらに色彩を結合したもの

ロ. 異なるものと結合しない色彩又は色彩の組合、ホログラム、動作又はその他に視覚的に認識することができるもの
ハ. 音・におい等視覚的に認識することができないもののうち、記号・文字・図形又はその他の視覚的な方法で写実的に表現したもの

2. 「サービスマーク」とは、サービス業を営為する者が自己のサービス業を他人のサービス業と識別されるようにするために使用する標章をいう。

3. 「団体標章」とは、商品を生産・製造・加工又は販売すること等を業として営為する者、又はサービス業を営為する者が共同で設立した法人が、直接使用するか、又はその監督下にある所属団体に自己の営業に関する商品又はサービス業に使用させるための標章をいう。

3の2. 「地理的表示」とは商品の特定品質・名声又はその他の特性が本質的に特定地域によるのもである場合に、その地域で生産・製造又は加工された商品であることを現わす表示をいう。

3の3. 「同音異義語地理的表示」とは、同一の商品に対する地理的表示において、他人の地理的表示と発音は同一であるが、該当地域が違ふ地理的表示をいう。

3の4. 「地理的表示団体標章」とは、地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工することを業として営為する者のみで構成された法人が、直接使用するか、又はその監督下にある所属団体に自己の営業に関する商品に使用させるための団体標章をいう。

4. 「証明標章」とは、商品やサービス業の品質、原産地、生産方法やその他の特性の証明を業とする者が、商品の生産・製造・加工又は販売を業とする者の商品やサービス業を営為する者のサービス業が決められた品質、原産地、生産方法やその他の特性を満たすことを証明するのに使用するようになるための標章をいう。

4の2. 「地理的表示証明標章」とは、商品の品質、原産地、生産方法やその他の特性の証明を業とする者が、商品の生産・製造又は加工を業とする者の商品が決められた地理的特性を満たすことを証明するのに使用するようになるための地理的表示からなつた証明標章をいう。

5. 「業務標章」とは、営利を目的としない業務を営為する者がその業務を表象するために使用する標章をいう。

特許庁委託事業
韓国商標情報提供マニュアル

[著者]

特許法人NAM&NAM
弁理士 申民淑
弁理士 車炫叔
企画部 東宣秀

[オブザーバー]

ジェットロソウル事務所
岩谷一臣、笹野秀生

[発行]

日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2014年7月発行 禁無断転載

*本マニュアルは、日本貿易振興機構が2014年6月時点で入手した情報を基に、専門家の知見により作成したのですが、その後の法改正等によって内容が変わる場合があります。又、本マニュアルは、参考指針であって、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではありません。

